

新

別表第11 (第十一条の二の二関係)

(イ)	(ロ)
(略) (備考) ① 法第110条第1項第1号、令第百八条の二第1項第1号及び第四項、令第百11十八条の六第1項、令第百11十九条第1項、令第百11十九条の二第1項並びに第1条の二第1項第1号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表二の各項の認定による評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計が当該変更に係る部分について算定するものとする。 ② (略)	

第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A 4)

確認申請書 (建築物)

(略)

(注意)

1. ~ 3. (略)

4. 第三面関係

①~⑤ (略)

⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦~⑯ (略)

5. ~ 7. (略)

第十九号様式 (第四条、第四条の四の二関係) (A 4)

完了検査申請書

(第一面)

建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(略)

口

別表第11 (第十一条の二の二関係)

(イ)	(ロ)
(略) (備考) ① 法第110条第1項第1号、令第百八条の二第1項第1号及び第四項、令第百11十八条の六第1項、令第百11十九条第1項、令第百11十九条の二第1項並びに第1条の二第1項第1号イ、同号ロ(1)及び(2)並びに同項の表二の各項の認定による評価のうち、既に評価を受けた構造方法等の計画の変更に係る評価にあつては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとする。 ② (略)	

第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係) (A 4)

確認申請書 (建築物)

(略)

(注意)

1. ~ 3. (略)

4. 第三面関係

①~⑤ (略)

⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦~⑯ (略)

5. ~ 7. (略)

第十九号様式 (第四条、第四条の四の二関係) (A 4)

完了検査申請書

(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第7条第1項又は第7条の2第1項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(略)

新

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【6. 工事着手年月日】(略)

【7. 工事完了(予定)年月日】(略)

【8. 検査対象床面積】～【11. 備考】(略)

(略)

第二十六号様式(第四条の八、第四条の十一の二関係)(A 4)

中間検査申請書

(第一面)

建築基準法第7条の3第1項又は第7条の4第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(略)

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【7. 工事完了予定年月日】(略)

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

【ロ. 特定工程施工終了(予定)年月日】(略)

【ハ. 検査対象床面積】

【9. 今回申請以前の中間検査】～【12. 備考】(略)

(略)

第四十三号様式(第十条の四関係)(A 4)

許可申請書(建築物)

(略)

(注意)

1.・2. (略)

日

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【6. 工事着手年月日】(略)

【7. 工事完了年月日】(略)

【8. 検査対象床面積】～【11. 備考】(略)

(略)

第二十六号様式(第四条の八、第四条の十一の二関係)(A 4)

中間検査申請書

(第一面)

特定工程に係る工事を終えましたので、**建築基準法第7条の3第2項**又は第7条の4第1項(これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(略)

(第三面)

申請する工事の概要

【1. 建築場所、設置場所又は築造場所】～【7. 工事完了予定年月日】(略)

【8. 特定工程】

【イ. 特定工程】

【ロ. 特定工程施工終了年月日】(略)

【ハ. 検査対象床面積】

【9. 今回申請以前の中間検査】～【12. 備考】(略)

(略)

第四十三号様式(第十条の四関係)(A 4)

許可申請書(建築物)

(略)

(注意)

1.・2. (略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑯（略）

4. 第三面関係（略）

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑥～⑯（略）

4. 第三面関係（略）

附 則

（施行期日）

1 この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年九月七日）から施行する。ただし、第一条中都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

（都市計画法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 都市計画法第六条第一項及び第二項の規定により行われた調査のうち、調査期日がこの省令の施行の日前に属する調査については、第一条の規定による改正後の都市計画法施行規則第五条及び第六条の二の規定にかかるらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第七十五号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の一部の施行に伴い、並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十二号）第十九条第一項前段（同条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）、第二十七条第一項、第三十六条第一項及び第七十条並びに関係法律の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年九月四日

国土交通大臣 赤羽一嘉

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げてしないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章 建築主が講すべき措置等	第一章 建築主が講すべき措置等
第一節 第二節（略）	第一節 第二節（略）
第四節 小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及び説明（第二十一条の二～第二十一条の四）	第四節 特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る措置（第二十一条）
第五節 特定建設工事業者の新たに建設する譲り受け型規格住宅に係る措置（第二十二条の二）	第五節 特定建設工事業者の新たに建設する譲り受け型規格住宅に係る措置（第二十二条の二）
第二章 第五章（略）	第二章 第五章（略）
附 則	附 則